

県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会会議録

日時 令和2年12月9日(水) 開会時間 午後3時30分
閉会時間 午後6時28分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 皆川 巖
副委員長 土橋 亨
委員 浅川 力三 河西 敏郎 白壁 賢一 猪股 尚彦
渡辺 淳也 向山 憲稔 飯島 修 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 市川 康雄 総務部理事(次長事務取扱) 小澤 浩
資産活用室長 小澤 浩 行政経営管理課長 保坂 一郎
森林環境部長 村松 稔 林務長 金子 景一 森林環境部次長 保坂 陽一
森林環境部技監 山田 秋津 県有林課長 小沢 武雄

議 題 県有地の貸付に関する調査及び検証に関する件

会議の概要 まず、執行部から概要について説明を受けた。
次に、執行部から現在までの貸付の経緯及び裁判の経緯について説明を受けた後、質疑を行った。
次に、執行部から賃料の算出方法の根拠、不動産評価鑑定書について説明を受けた。

主な質疑等

質疑

(現在までの貸付の経緯及び裁判の経緯について)

向山委員 まず、今回の特別委員会に、私は参加をさせていただいているんですけども、ぜひ行政の継続性、また、これまでの経緯、経過を考慮しつつ、法と証拠に基づいて県民の利益のためにタブーなく判断をしてもらいたと思います。
その上で、本会議でも質問させていただきましたが、争点は3つあると思っています。この適正な価格が開発前の素地によるものか、または現況によるものか。2つ目が鑑定書の適格性。3つ目が歴代知事への責任だと思いますけども、ここは適正な価格だったかどうかについて、お伺いをしたいと思います。
まず大前提として、今回のこの決定に関して、恣意的な運用あるいは政治的な意図があったんじゃないかという憶測が流れています。そうしたところは全くなく、法的な判断によって行ったというのを、責任のある立場である両部長か林務長に、まずはしっかりと答弁をしていただきたいと思います。

金子林務長 当然ですが、政治的な意図ではなく、しっかりとした議論の中で導き出した結論ということでございます。

向山委員 その判断というのは、法的なものを基準とした判断ということによろしいでしょうか。

金子林務長 そのとおりでございます。

向山委員 それを前提として、質問させていただきます。
まず、違法・無効ということで、この損害賠償請求の中では判断をされましたが、山梨県としては、どの時点から違法・無効行為が行われていたと判断していますでしょうか。

小沢県有林課長 従来の県の主張は法律上成り立たないことが判明し、8月18日の口頭弁論までに主張の変更を申し出た上で、11月10日の口頭弁論において、従来の主張を撤回したところであります。

向山委員 もう一度言います。
違法・無効ということを結論づけています。この違法・無効行為は、いつから行われていたと判断していますでしょうか。

小沢県有林課長 今回の訴訟の対象となっている算定の…。

向山委員 損害賠償請求訴訟の話ではなくて、これは県の判断自体が全て違法・無効という判断をされているんだと思います。それは最初に言った争点の何が適正価格かということです。そうであれば、開発前の素地価格ではなくて、現況価格でやらなければいけなかったという判断をしていると承知をしていますけれども、であれば、現況価格はいつからしなければならなかったのか。それがわからなければ責任追及はできないと思いますし、県として判断できないと思いますけれども、そこをどう判断されているかをお伺いしたいと思います。

金子林務長 開発行為が行われて、別荘地などとして利用されるようになってからは、現況によって少なくともその評価をしなければならなかったものと考えてございます。

向山委員 林務長から御答弁いただきました、別荘地になってからということであれば相当前にさかのぼる必要があると思います。
その上で、次に、県の行政として、今判断をされている部分で、どの時点でこの判断を間違えてしまったと考えていますでしょうか。

小沢県有林課長 従来の県の主張は法律上成り立たないことが判明して、8月18日の口頭弁論までに主張の変更を申し出た上で、11月10日の口頭弁論において、従来の主張を撤回したところです。

向山委員 それは間違いがわかった時点です。そうではなくて、どの時点で、この判断を間違えたということですか。何を言いたいかという、大きな損害を与えている可能性があるわけです。別荘地が開発されてからこれまで間違った賃料で数百億円、下手すれば1,000億円近い県民の財産が流出している可能性があるわけです。それに対して、どこに責任があるかを、県としてどういう精査をしているのかということをお伺いしたいと思います。

小沢県有林課長 今後、検証委員会を立ち上げて、賃料算定の適正性等について検証をすることとしております。その検証を踏まえて、内容について検討していきたいと考えています。

向山委員 私の判断だと、検証委員会は損害賠償の有無について判断すると承知しています。昨日の知事の答弁でもありましたけども、「地方自治のあるべき姿を考えれば、外部に任せることなく、県みずからが県議会とともに主体的に対応を検討し、改めるべきところは改め、県民にしっかりと説明していくことが重要であると考えます」と。知事自身はこれをしっかりと見直そうと。県当局は、何でもそれを、今まで時間があつた中で、どこに問題があつたかを精査してなくて、検証委員会に任せようとしているんでしょうか。どこに問題があつたとお考えでしょうか。

金子林務長 まずは、県としての検証をする特別チームを本日立ち上げたところであります。それに加えて、なぜかというところではあります。90年以上にわたりまして、開発前の山林素地をもとに貸付料を算定するという考え方で算定をずっとしてきたわけでごさいます。そのこと自体に問題意識を持つことなく、3年に1度の継続賃料の算定において、その直近の時点から、その3年間の経済変動だとか、土地価格の変動、これをしっかりとつかんで適正に評価をしていくというところに心を尽くしてきてしまったというところが、一つの原因だろうと考えてございます。

向山委員 口頭弁論があつたのは11月10日ですよ。県議会に特別委員会ができ、審議されることがわかっていて、きょう立ち上げたということは、これまで一度も検証しておらず、その結果を議会に提示する意思がなかったということでしょうか。

金子林務長 11月10日以前から県の主張について疑義が生じたというところで、これについては、検討はそれぞれ行っているところです。ただ、今言えるのは、先ほど申し上げたような経緯がある中で、それがいつどのようにつぶさに検証していかなきゃいけないということで、その作業は進めているところでごさいます。まだその原因がどこにあるかというのをはっきり申し上げることはできない状況ということでごさいます。

向山委員 まだ原因がわからないということ承知しました。
知事は今回の問題を大きく捉えていると思います。ただ、県行政がそれに追いついていない状況だと思います。その上で、お伺いしていきます。
平成19年9月定例会で、浅川委員から横内知事への質問における知事答弁の中で、森林総合利用協議会という審議会の中でいろいろなものを行っていくと。その前段で、適正な執行に努めるとともに、賃料の算定に際しては不動産鑑定士による調査を実施し、山林賃料の見直しを行っている。その上で、森林総合利用協議会について、新聞報道を受けて質問もあり、また、答弁をいただいたと思います。
その中で、森林総合利用協議会の意義についてお伺いしたいと思います。

小沢県有林課長 森林利用協議会では、保健休養林利用の現在の意義とそのあり方ですとか、県と全体で調和がとれた保健休養林利用の方針ですとか、弁護士、不動産鑑定士、森林関係団体など13名において議論をする場としています。

向山委員 もっと端的に言いますと、この森林総合利用協議会が、県有地の賃貸借に関して適正かどうかについてしっかりと専門家を交えて意見を聞くという場と捉えてよろしいでしょうか。

小沢県有林課長 森林総合利用協議会においては、貸し付けの適否を判断する場ではなくて、意見を聞く場と考えております。

向山委員 当時の横内知事の意味合いでは、この部分でしっかりと県民の皆さんの理解を図っていこうということだったと、私は答弁を読んで思いましたが、あくまで意見を聞くだけの場と、今、答弁をいただきました。

その上で、その質問のあった後、平成19年12月18日に森林総合利用協議会が開かれています。その中で、法律の専門家にお聞きしたいということで座長が振った中で、当時の議事録を見ますと、名前は出ていませんけれども、委員の方は「私は妥当という解釈だ」と。加えて、当時の県有林課長は「当初富士急に貸し付けた土地は原野の状態でありましたので、当然、企業はお金を出して今の完成品にまで仕上げていったという企業努力をしております。20年とか30年間という長期間、約400ヘクタールを整備したものですから、開発前の山林・原野で評価するのが適正な価格であり、なおかつ価格は不動産鑑定士が鑑定評価を行っており、問題ないものと思っています」と答弁しています。

これらの答弁は、全て間違っていた認識において行われていたと言っているのでしょうか。

小沢県有林課長 協議会におきましては、当該賃貸借契約の契約更新について、平成4年以前の建物敷であり、旧借地借家法の適用を受けるということから、継続して貸し付けることが妥当であるという意見はいただいていたところでもありますけれども、このことについて、協議会に対して、これまで長年にわたり継続してきた貸付料算定の正当性を、その場で説明してきてしまったことから、貸し付けは妥当との意見が出されたものと考えております。

向山委員 端的に聞きます。今言った委員の方の解釈と、県有林課長の判断は間違っていたという判断でいいのでしょうか。

小沢県有林課長 貸付料算定の正当性を説明してきてしまったことから、貸し付けは妥当との意見が出されたものと考えております。

皆川委員長 間違っているかどうかを聞いているわけ。

小沢県有林課長 当時の県有林課長の判断と、今の判断は異なる考えだろうと考えております。

向山委員 間違っていたという判断だと承知しました。この中にも関係された方はいらっしやると思いますが、次に進みます。

次、その後です。この弁護士に、この森林総合利用協議会の中で聞いています。弁護士の先生が、名前は出ていませんけれども、「そういう意味では、恩賜県有財産というのは県の所有物ですけれども、民法の適用がまずされるということでもあります。その上で、先ほどから富士急の別荘が問題になっていますが、主に別荘地としての使用目的ですから、借地法が適用されるということです。」と言っています。

この民法と借地法が適用されるというのも、この弁護士の先生の間違いとい

うことでよろしいでしょうか。

小沢県有林課長 今お話のあった内容については、間違っていないと考えております。

向山委員 ということは、民法及び借地法が適用される。まず先にそれが考慮されるということは間違っていないという判断でよろしいでしょうか。

金子林務長 当然のように、借地法の適用になるということでございます。ただ、その時点では地方自治法にかかわる議論がされていなかったということではないかと考えております。

向山委員 今、地方自治法にかかわる議論がなされていなかったということですが、具体的に地方自治法のどういう議論がされてなかったという解釈でしょうか。

金子林務長 地方自治法の第237条2項で、適正な対価でなければ貸すことはできないというところがございます。

向山委員 であれば、ここでいう、弁護士の先生は適正ではない対価ということ承知して言っていないということですね。

金子林務長 その場の議論の中で、地方自治法にまで話が及ばなかった、そのことが考慮されていなかったものではないかと考えてございます。

向山委員 ということは、この弁護士の先生はそこまで思慮が足りてなかったということよろしいですね。

金子林務長 そこは、この協議会の運営の中で、事務局の説明、あるいは問いかけ、そういうところに原因があったのではないかと考えてございます。

向山委員 これは、当時の参加者に十分確認が必要だと思います。次に行きます。

平成20年2月5日にも森林総合利用協議会が行われています。これは適正な価格について表明がありまして、委員は納得をしたと。その後、平成29年3月27日に、新たに契約をする中で、森林総合利用協議会が開催されていますけれども、この中でもいろいろな議論が行われているんですが、9年たった中で、委員から価格等調査ガイドラインの中でこの価格を定めていると。平成29年当時の県有林課長は「もう一つは金額が安いんじゃないかという話です。これにつきましては、先ほど言いましたように、県が勝手に決めているというわけではなくて、価格等調査ガイドラインに基づいて不動産鑑定士の方に算定していただいていますので、決して安いとか高いとか、そういうことはないという理解をしています。」と。この発言は全て間違いだったと言っているのでしょうか。

小沢県有林課長 当時は、開発前の素地価格で算定するという考え方のもとでの発言であるので、その当時は間違っていなかったと思います。

向山委員 もう一度言います。年間に17億円近いお金が、もしかしたら県の判断のせいで県行政に入らないで損失をしていた可能性があると思います。それを、先ほどの林務長の話だと、別荘地になった過去これまでの間ずっとその状況が続いていたと。この問題をどう捉えているかというのが、今回の特別委員会の大きな主題だと思います。そうであれば、この適正な価格が、まず正しかったか

どうかしっかり検証する上で、なおかつ、今県の立場は、今の新しい見解が正しいっていうのであれば、その当時の責任は十分あるし、それを今まで準じてきた県行政としての責任をしっかりと感じないといけないと思います。その上で聞いています。

当時の森林総合利用協議会の判断、発言は、間違いだったと断言できますか。

小沢県有林課長 先ほどお話ししました検証委員会において、適正賃料、それから手続の適正性について検証を行うとしております。その検証を踏まえて検討していきたいと考えております。

向山委員 県行政が間違っただけに行ったときに、外部にそれを委託するんじゃなくて、まずは自分たちでどういう判断をして、その判断が正しいかどうかを外部にただすが、言い方が悪いですけど、一般的な不祥事、あるいは県の正しくない行いを行ったときの進め方だと思っています。判断自体も検証委員会に任せるといことでよろしいでしょうか。

金子林務長 これは非常に法的な問題、あるいは長い期間の中でのさまざまな要因がございますので、それは外部もそうだし、内部もそうだし、あわせて検証していくことが必要だと考えてございます。

向山委員 何度も言いますが、外部に検証を頼むんじゃなくて、まずは自分たちの中で、過去の判断でどこが間違っていて、誰がその間違っただけ判断に加わっていたのか。また、さらに言うと、それを恣意的に運用する、あるいは背任、特別背任、国家賠償法の対象になる行為がなかったかを県の内部で精査しなければ、もう一度同じことが起きます。

仮に、今県が言っている賃料設定が正しいことを前提で話してはいますが、そこを踏まえて話をしなければ前に進まないと思っています。

話を改めて、土木森林環境委員会、また、決算特別委員会では、小越県議が質問した部分は小越先生がいらっしゃるのだから私からは言いませんけれども、今回の新しい判断を踏まえて、富士急行との意見の相違があると思っています。この意見の相違については、どのように捉えていますでしょうか。

小沢県有林課長 現時点では意見の相違があると考えております。

向山委員 その意見の相違があるというのは、平成29年当時、先ほどから課長は、当時は正しいと思っていたということで、富士急行と同じ見解のもとで契約をしていると。それが3年たった後に、見解がやはり違ったということであれば、しっかりと富士急行との意見の相違を解消するべきだと思います。

私も複数の県内の弁護士に意見をお伺いしましたが、例えば住民訴訟で提訴する前に、賃料増額請求等を行って裁判所のお墨つきを受けた上で住民訴訟を行えばいいものを、なぜ富士急行との、11月10日の前の意見の交換もない中で、急遽判断となったのか。誠意のある対応がなかったことについて、説明を求めます。

村松森林環境部長 補助参加人に対して、しかるべき対応をした上で撤回なりをすべきであるとの御指摘でございますが、片方で、これまでの考え方に基づいた主張をそのままにしておきながら、別の訴訟を提起するというのも、なかなか道理が通らないということではないかと思っております。

したがって、まずは現在行っております訴訟につきまして、しっかりと

県として整理した考え方に基づいた主張に転換をした上で、今後の対応について庁内でも検討して進めていくということでございます。

向山委員 先ほどの話なら、別荘地になってからこれまで、仮に今の県の主張が正しいとすれば、間違った賃料で富士急行にずっと貸し続けていたわけですね。そのことについて、一般の大家さんや貸している人の感覚であれば、実際と違うときに、まず相手に伝えるのではないのでしょうか。その上で、もちろん議会だろうし、県民もだし。そこにしっかりとすべきことが筋じゃないかなと思いますけども、それを飛ばして、今回こういう形になったというのは、どのような判断のもとで行われたのでしょうか。

村松森林環境部長 同じような答弁になってしまって大変申しわけないと思いますけれども、まずは現在継続している訴訟につきまして、県としてのしかるべき見解に修正した上でということでございます。

向山委員 最後に1点だけ。今の意見を聞いて、富士急行からも、この委員会ですっきりと意見を聴取する必要があると感じます。

最後に、これも本会議で紹介させていただきましたが、知事は、もう2017年の時点で県有地問題について触れています。「政治を利用して商売を行い、商売を通じて政治を左右するという前世紀的な政治のあり方にこそ原因がある」と。知事はもともとそういう考えをお持ちになっていたということであれば、知事はこの時点で、多分確証を持っていたんじゃないかと思います。であれば、政治を利用して商売を行うと。普通に考えれば、額面どおりに受け止めれば違法行為であり、背任行為である可能性があると思います。

このことについては県当局としてはどうお考えでしょうか。

金子林務長 ただいまの御質問についてでございますが、知事がかわって一体何が変わったのかと。県の姿勢としてでいいますと、従来の訴訟対応では原告が適正な価格でないことを原告のほうで立証すべきと。それに対して、こちらが反論していくというようなことで勝訴に持っていこうというような方針で進められてきたところですよ。

長崎知事を迎えまして、住民訴訟の意義を踏まえまして、こちらから積極的に適正な対価という真実を発見していこうという姿勢に変わったと。そのことで、所管部としては、これまでの開発前の山林価格を素地とする考え方が適正だということを立証するために手を尽くしてきたわけでございますが、法的にその適正性を説明することができないということが明確になって、今回の状況に至っているということでございます。

向山委員 知事は政治を利用して商売を行い、商売を通じて政治を左右するというふうに、証言をされてるわけです。そのことについて、県当局として政治を利用して商売を行ったというのは、この県有地に絡んであったと感じていますか。それとも、知事はこの当時言っただけで、実際にそういうことはない。今、県当局として、どのような判断をされているかということをお伺いします。

金子林務長 知事の思いがどうであるかというのは、はかり知れないところでございますが、今の対応については、あくまでも積極的に適正な対価という真実を発見していこうということで、私どももそういう指示を受けていますし、そういう対応をしています。

知事が心の中でどのように考えているかというところは、ちょっとはかり知

れないところがございます。

向山委員

実際に知事がおっしゃるとおり、当時の長崎代議士がおっしゃっていたように、政治を利用して商売を行うことがあるのであれば、これは徹底的に責任を追及するべきですし、実際に知事はそれを断言されているので、あるものだと知事は思っていると思います。その知事の思いは、県当局の皆さんも知事に対して確認をするなり、また、一緒に進めていく中で行っていくべきものじゃないかなと個人的に思います。

その中で、今の議論を通して、例えば富士急行であり、歴代の知事の方、また当時の県職員、監査委員の方、不動産鑑定士、弁護士、森林総合利用協議会のメンバーの方の意見も聞くべきだと私は思います。過去の判断が全て違法・無効であるならば、歴代の知事、県行政、そして平成29年以前の議決をしていた県議会、また、監査委員、訴訟弁護士それぞれに相応の責任があるはずで、これは適正な価格だった場合です。

損害額は、先ほども言いましたように、17億円掛ける複数年になれば、数百億円。1,000億円を超えるかもしれません。このような大きな問題を背任、または特別背任、国家賠償法、全ての責任を検証して、しっかりとその結果を、この特別委員会に出して、しいては先ほど県が言った検証委員会の中でも、県の考え方をしっかり伝えた上で、検証委員会としての結論を導いていただきたいと思えます。

加えて委員長に、裁判にかかわる資料を、県当局を通じて全て出していきたいのと、県有地の賃貸借にかかわる過去さかのぼれるだけの県議会での議論の議事録、これは昭和2年からあるものを含めて出していただければと。資料請求させていただいて終わります。

皆川委員長

委員各位に申し上げます。ただいま向山委員から要求のありました資料につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長

それでは、執行部はよろしくお願ひします。資料請求します。

後ほど、その資料要求の詳細は事務局のほうから伝達しますので、お願いいたします。

白壁委員

素朴な質問をさせていただきたいと思ひます。

私は代表質問の中で、入るを量りて出ざるをなすということをおっしゃっていただいたんですけど、知事は今回、25人学級とか、待機者ゼロということをおっしゃられていて、その財源をここに求めていると。何か人質にとられているみたいな感じなんですけど、まだ敗訴も勝訴も決定していないところで、何でこのお金に目をつけてやっているんですかね。まだ確か、敗訴も勝訴もしていないと思ひったけどね。それなのに、これをやるということは、どういう意味なのかなと。

市川総務部長

先ほど委員から御指摘のありました、今回の訴訟の財源を活用して少人数教育あるいは介護待機ゼロという御指摘でございます。知事の開会日冒頭の説明にもありました、基金の創設をして、そういった財源の中で活用していくということで、この訴訟で得られたものだけに限られず、むしろそれは一部でございます。今後、県の有する全ての財産を最大限に生かして、収益力を高められるよう見直しを行っていくと。これによって、増加する収入の全額を基金に入れるという考え方なので、訴訟のみにとらわれず、今後私どもが行っていく

検討といたしましては、県有地の活用というのは非常に大きなところがあるかと思いますが、それのみにかかわらず、さまざまな県が持っている資産を活用して生まれた財源を基金に積み立てていくといった考えでございます。

白壁委員

知事の公約でもあるしね。確か教育委員会の発表によると、25人学級を1年生やるだけで、約4から5億円。それだけで数十億円。待機者ゼロまで入ると、やっぱり数百億円というレベルになるんだけど。企業局という打ち出の小づちって昔あってね。今は企業局も、来年度、東京電力との何か改定もあるし、今までみたいなことは言えないんで。

ということで、知事がそう言われたんで、きっとこれをターゲットにして、これから数百億円、数千億円って、今が話あった。こういったものを財源にしながら、1つは25人学級を小学校だけじゃなくて中学校あるいは、高校までいく。なおかつ、待機者ゼロの山梨県にしていくと、多分、県民みんなそう思っていると思うんだよね。こういうところで、何か僕は聞いていて違和感があるのが、いいことをするんだから、こういうものを人質にとって、あなたたちこうしなさいよって、そう捉えたんだけど、この点について、もう一回ちょっと説明してくれるかな。

市川総務部長

先ほど、資産を活用して生まれた財源ということで、もし訴訟で生まれれば、それも含めてになるのですけれども、今、山梨県財政の状況を考えますと、非常に厳しい中にごさいます。

ただ、それを理由に、今、山梨に突きつけられている課題を無視するわけにはいかないと。そういったことから、新たに財源が生まれていけば、それは山梨の未来のために使わせていただく、住民に還元させていただきたいというような考えで私どもとしては考えております。

白壁委員

きれいに言えばそうなんだろうけど、聞いている人たちからすると、これを人質に取っているようだとすごく感じるんだよね。

まずは、その数十億円、数百億円という財源が、これからいろんな使用料の見直しだとか、もしかするとミネラルウォーター税なんていうのも出るかもしれないけど、こういったものをやっていって数百億円っていうお金を生み出していく根拠があって、それにプラスアルファで、この幾ばくのお金を載けると。1,000億円って話もあって、そんなことになったら大変なことになるんですけど。そういったものを載けるっていう意味合いであれば少しはわかるけど、これだけをターゲットにしてというふうに感じるんで、これだけじゃないってことをしっかり言ってもらいたいね。

市川総務部長

先ほどの繰り返しになりますが、住民訴訟の結果、今後、何かしら財源が生まれたということであったとしても、それはあくまで基金に入れるものの一部であって、私どもとしては、この本件訴訟に係る県有地のみではなく、県有資産全てについて最大限利活用して、それに生まれた財源はその基金に積み立てていくという考え方でございます。あくまで住民訴訟に係る県有林で生まれる財源っていうのは、その中の一部と考えていただければと思います。

白壁委員

結構ああいうふうに言われると考えない人もいるんじゃないかなと考えたんです。

これも素朴な質問ですいません。11月13日の記者会見の中で知事は、裁判の過程でこれまで貸付料算定に重大な誤りがあった、さらには、私どもの主張は法律上成り立たないことが議論のプロセスで判明した、さらにもって言っ

ているのは、現行賃料の適正な対価と考えられない以上、訴訟を継続した場合敗訴も云々と、こう言っているんだよ。この敗訴ってよくわからないんだけど、多分敗訴の根拠というのは、嶋内鑑定書を根拠としていると思うんだ。勝ち負けじゃないっていても、これは3つあると思う。勝つか、負けるか、和解かって。和解の中にも勝ち負けもあるかもしれない。鑑定書は、この嶋内鑑定書1つだけ出ているんだけど、通常、例えば土地取引なんかするときには2つとったりしているんだけど、何で嶋内鑑定書しかとらないんだろう。複数とってみると、さらに根拠が高まると思うんだけど、こういったことについてはどうなんだろう。

小沢県有林課長 今回の地方自治法にいう適正な対価として開発前の山林素地価格を基に貸し付けを算定するのに重大な疑義が生じたことから、これを客観的に検証するため、弁護士でもある不動産鑑定士に依頼し、鑑定意見書を提出いただいているところであります。

白壁委員 何言ってるかよくわかんないんだけど。要は、複数とって、本来であれば敗訴しない方向で努力していく、さらに立証性を高めるというのが普通じゃないのかなと思うの。多分とっていると思うんだけど、どうなの。複数とっているということ、今、答えられる？

小沢県有林課長 不動産鑑定書につきましては、今回の証拠として提出した鑑定書のみであります。

白壁委員 今回のだけ？弁護士がかわっても？違う弁護士がかわって来たとしてもとってはいない？もしくは評価書というのをとっている？

小沢県有林課長 先ほど申しました、弁護士でもある不動産鑑定士に依頼し鑑定意見書をいただいておりますけれども、この意見書の中で参考として、意見書作成の基礎資料として不動産鑑定評価書が添付されております。

白壁委員 ということは、今まで山梨県では、鑑定書というか評価的なものしかとってこなかったよね。今までね、過去ずっと。これを言ってしまうとまたいろいろ問題が出るんだろうけど、そういったものの中で、今回同じような形で、本来であれば複数の鑑定書をとるべきだったということなんだ。それに類似するような評価書をとったという認識でいいわけね。よろしい？

小沢県有林課長 先ほどお話ししました意見書作成の基礎資料として添付されておりました不動産鑑定評価書につきましては、参考資料でありまして、正式なものは1つであります。

白壁委員 そこはそれで、次のところへ。
これも、先ほどの続きなんですけど、理論必然的という言葉をよく使われて、もうその中で明確に決定しましたというような感じだよ。理論を尽くして必然的に決定したと。ということで、法律上の議論の結果、現在の土地で評価しなければならぬという論に達したということなんだけど、そのときのメンバーは、どういう人たちが協議して、そういうふうに通じたのかな。知事が個人的に思って理論必然的に決まったのかな。その辺はどうでしょう。誰かにアドバイスもらったの？

小沢県有林課長 足立弁護士の意見をいただく中で検討を進めております。

白壁委員 その議論の中で適切な価格を算出したということも言ってるよね。「適正な価格を算出した」、これは足立弁護士の提出されたものの乙45を見て、それが適正な価格で算出したという意味なんだろうね。この前に、藤田弁護士っているんだよね。藤田弁護士は、不動産鑑定書を提出されていますか。提出されているということで、それをチェックしましたか。

小沢県有林課長 意見書としては内容の確認をしております。

皆川委員長 もう一回はっきり言ってくれる？

小沢県有林課長 今回の鑑定書は、藤田弁護士は確認しておりません。

白壁委員 今回出しているのは乙45だけだよ。それ、だって、皆さん持っているじゃない。これは別に違法でも何でもないよ。訴訟代理人が皆さんに提出することは法的に認められているから。さっきの資料請求も大丈夫だからね。これは足立弁護士だ。そうじゃなくて、その前にかわった藤田弁護士のことを聞いています。

小沢県有林課長 藤田弁護士は、その意見書に添付された不動産鑑定書を確認しています。

白壁委員 意見書に添付された？もう一回。

金子林務長 藤田弁護士時代というのは、先ほど申し上げたように、訴訟遂行の姿勢として、相手に適正な対価でないことを立証させると。それに対して反論していくというようなスタイルで臨んでいたということですので、積極的な正式な不動産鑑定をして、こちらが適正であるということを立てるといふところは、不動産鑑定に関してはなかった。先ほどの意見書の部分でいえば、意見書の中で県の主張というのは間違っているというか、適切ではないといった意見の内容というのについては、確認をしていらっしゃったところでございます。

白壁委員 意見書って、上申書のこと？それとも不動産の評価書ってこと？

金子林務長 鑑定意見書でございます。

白壁委員 林務の人たちも苦しいよね。今までやってきたことが正しいと思って、我々を一生懸命だましてきて、質問をして予算を通してきたのに、今度は180度がらっと変わっちゃったんだもん。今言っていることは矛盾だらけじゃない。だんだんこの矛盾が表にどんどん出てくるからね。しょうがないじゃない。だって、皆さんはそれが正しいって言い切ってきたんだから。それを一気に変えるんだから、こりゃあ大変だと思うよ。

知事は、私どもが主張を転換したということではなく、議論の末発見された。正しい法律的な考えです、ということを行っているんだよね。この正しい法律的な考えって、どういうメンバーで、どういう議論があって、こういうことを決定したんだろう。正しい法律的な考えですって、どういうメンバーでどういう議論で決定したんだろう。

小沢県有林課長 足立弁護士を含め、庁内で議論を行ったところであります。

白壁委員 足立弁護士と皆さんの事務方で話し合ったと思うよ。知事も入れながらね。どういう議論が徹底的に、ということは、この根拠って何だろう。これを聞いているんです。

金子林務長 地方自治法237条第2項の規定が大もとになってございまして、その法的議論というのは、庁内での議論もありますが、これまでの訴訟の中での相手方の解釈とのやりとりで、そういったものも含めて、最終的に237条第2項の適正な対価ではないという判断に至ったところでございます。

白壁委員 何しろ皆さん金科玉条のごとくで、みんな237条の2を頭の中にすり込まれていて、多分みんなすぐ言えると思うよ。これは、いわゆる議会とのかかわりであって、低廉な価格でやる時にはそれ自体がだめだから、議会の議決が必要だということなんで。でも、それはいろんな判例があるわね。それを金科玉条で、これがあるからって引導を示されても困るんだけど、そればかりじゃないからね、こういったやつは。さっきの民法もかかわるし、全てかかわってくる。本当に皆さん、かわいそう。今までのやり方をがらっと変えているんだもん。本来からいうと、皆さんにも責任あるんだよ、我々をだましてきたんだから。もしかするといろんな訴訟が起きるかもしれないよ。勝ち負けだけじゃないって言っても、最終的にはそこに行ってしまう。いろいろあるんだけど、鑑定書の詳細についてはこれからやるんだろうけど、この根拠になっているのは、さっきも言ったように、やっぱり鑑定書なんだよね。そこが正しいということが前提になっていかないとできないことだっていうと、いやいや、それは237条の2だって、こう来るんだろうけど、そうじゃないんだよね。だから、今までいろんな、いわゆる日本三大鑑定事務所として、日本不動産研究所だとか、大和不動産だとか、谷澤とか、幾つかあるわね。こういったところの鑑定に準ずるようなものが出ていたじゃない。鑑定書って言い切っているのかな。鑑定に準ずるものが出ていたよね。それを根拠のもとに皆さんやってきたじゃない。だから、それが違うということは…。本来からいうと、そのまま裁判所に任せると、裁判官が裁判所で独自にとるんだもん。裁判官が和解勧告っていったら話は別だけど、普通にいったら向こうでとってくれる。それを待たずにして和解に持ってくということ自体が、またさっきのぐるぐる回りになるから元に戻るけど、こういうところがおかしいっていうんだよ。ここから先は、また鑑定書が出てからやりますんで。

皆川委員長 ここで暫時休憩いたします。

皆川委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
現在までの貸し付けの経緯及び裁判の経緯に対する調査を継続します。

猪股委員 代表質問と一般質問からいろいろ質問出ていますから、私のほうは個人的な感覚で物を言わせていただきます。

この県有地の貸し付けに関する説明書の1ページにあります、貸し付けに関する条件ってありますよね、5項目、枠の中。この中で、契約は約10年として、更新契約を認めるとあるんですけど、これは、現在までこの契約が変わらず、大分昔の話ですよ。この内容については、ある程度説明ができるものがあるのか。変わらないといえば変わらない。変わっている面があるとすれば更新に対しては変わるといえることができると思うんですけど、その辺はいかがで

すか。

小沢県有林課長 旧借地借家法に基づき、継続ができると考えています。

猪股委員 私が言いたいのは、現在こういう契約に対して180度変わったような展開になったときに、当時のことを考えると県と事業者で契約したことですよね。両者納得の上で契約したことが、こういう展開になってくると、その当時の富士急さんと名前が出ているからですけど、果たしてそのときにこういう契約がうたわれていれば、契約を締結したかどうか。それが一番、私は個人的に考えます。もしこういううたいがあるんだったら、富士急さんは契約しなかったかもわからない。大分時がたっていますけどね。そういうことを考えると、単なるこういうやり方で賠償請求をどうのこうのっていう問題はいかがかなって。裁判にかかわるから、そういうことを言っているんですけどね。果たしてこういう契約の中で、損害賠償が表に出てくるということは、私は納得がいかないのではないかなと個人的には思います。その辺についてはいかがですか。

小沢県有林課長 今後のことにつきましては、検証委員会の検証を踏まえて、相手方と必要な…。

猪股委員 また別なんですけど、質問の中にもありました。一般質問の中でもありました。今回の件は富士急さんだけのことを言っているであって、これは全体的に県下の中で県有林を、県有地を使って賃貸借を結んでいるというところにも大分影響があると思うんです。これを考えると、物件によって評価が違うということで金額の差はあると思います。きょうの説明で、平米単価が出ていますけど、これに対して、こういう契約になってくると、先ほど白壁委員がさっき聞いた予算の関係ですよ。そうすると、無理があれば、今まで経営できたところがやめていくということも考えられるんですよ。これを執行部、または知事はどういう考えでいるのか。ちょっと首をかしかがるんじゃないかと。徹底してやっていくんであったら、県下全体の県有地を見直すことが大事であって、それにかけては900カ所以上ですよ、それが対象になるとすると、これは時間がかかる問題であって、そう簡単に決められる問題ではないと、私は個人的に思いますけど、この件についていかがお考えか。

小沢資産活用室長 知事から答弁させていただきました、リソースビジョン会議におきまして、賃料の減額のあり方、社会政策上、必要性を鑑みまして、さまざまな個別需要等々伺いながら、適正なあり方ということを検討してまいりまして、これに基づき、それぞれ減額等の判断をして、その際には透明性のある議論をしながら、必要に応じて議会にもお諮りしながら、ルールを定めていきたいと考えております。

猪股委員 減額という解釈はどういうものなのかなと、僕は思うんです。今は、要は税収を生まなきゃならない。その中で減額ということは、今、貸し付けに対する賃料が高いところもあるという捉え方でいいんですか。その辺はいかがですか。

小沢資産活用室長 まずは地方自治法237条2項に定める適正な賃料をいただくということが大前提になります。それが今の県の主張によりますと、少なくとも県有林のように現況で評価せず山林素地の評価をしているところが適正な賃料ではないということになりますと、現況で評価した場合、上がってくることが想定されます。

全て上がった場合に、やはり知事も答弁したとおり、生活の基盤になっているような、個人の住宅の方ですとか、諸処の事情がございます。そういったところへの影響等々を十分鑑みまして、社会政策上の必要性というようなところと照らし合わせ、議会の御議決もいただきながら、減額をした上で賃料契約を締結していくと。このような形にさせていただければと考えているところです。

猪股委員

今までの事業者としての投資、地域の貢献度等々を踏まえていただいて、結論は出さなければならぬ問題だと思いますし、先ほど、総務部長が言われたとおり、いろんな施策を打って税収入を得る。今回この話なんですけれども、繰り返して悪いんですけど、相対的に900カ所ある見直しは、今後のことを考えていただきたい。今までのことをどうのこうの、損害賠償がどうのこうのではなくて、今後の山梨県の進み方を考えていただきたい。

飯島委員

12月4日の代表質問でも質問させていただきました。また、あえてお聞きしたいことがたくさんあります。

これ1927年からですから、もう93年という長きにわたりそういう契約をしてきて、見直しということの中で大変な御苦労があるかと思います。ただ、私も申し上げましたが、これを機会に、県有地は県民の財産でありますから、契約金を見直して、もし損なうことがあるならば、先ほど猪股委員がおっしゃったように、過去にさかのぼるのではなくて、今後どうやっていくか。県民の財産をどうやって適正に守っていくか。今後10年、20年、50年、例えば職員がかわり、あるいは知事がかわっても、いつでもこういう算定でできるよというものをつくるいい機会じゃないかなと思っています。

何点かお伺いするんですが、いわゆる、私は「嶋内鑑定」と呼んでいるんですけど、担当の方もやっぱり嶋内鑑定がパーフェクトだと思っていますか。

小沢県有林課長

今回の不動産鑑定でありますけれども、不動産鑑定士は業務独占資格でありまして、不動産の鑑定評価に関する法律第36条におきまして、不動産鑑定士でない者が不動産の鑑定評価を行ってはならないと規定されているところであります。このような不動産鑑定士が作成した今回の不動産鑑定書は、法で定める記載事項のほか、利回り法を採用した理由ですとか、必要な事項を確認できたことから、適正なものと考えております。

飯島委員

不動産鑑定士は何人もいらっしゃると思います。今までいろんな方から質問や発言がありましたけど、これを機会に公平、公正、正しい算定基準、算定方法にしようというのが、ある意味方向性だと思います。何が公平で公正でリーズナブルかってなると、やっぱり専門家。私が12月4日の代表質問でも申し上げましたけど、嶋内鑑定に関しては、日本不動産鑑定士協会連合会の見解に反している。国土交通省が定める不動産鑑定評価基準に沿っていないと言われてるんです。日本不動産鑑定士協会連合会は、当初から賃借人、貸すほうの人が一切資本投下をしておらず、別荘地として開発にかかわった費用全てを賃借人、借りるほうね、借りるほうの人が負担しており、何ら特約がない場合には、貸付料は山林価格が基礎となるのが一般的と、日本不動産鑑定士協会連合会が言っているんです。

国土交通省のほうは、継続賃料の算定に当たっては、過去の契約経緯を考慮すべきであるが、嶋内鑑定は考慮されていないと。先ほど猪股委員が、過去の経過とかそういうのをちゃんと考慮すべきじゃないかと言いましたが、国土交通省もそう言っているんですよ。継続地代は差額分配法、利回り法、スライド法の3手法を関連づけ決定するが、合理的根拠がなく、利回り法しか用いてい

ないと国土交通省が言っているんです。

3番目。採用された利回り法の適用においても、基礎価格、期待利回り、継続賃料利回りが恣意的に適用されていると言われたんです。恣意的に適用されているって。恣意的ってことは、公平、公正と真反対ですよ。この日本不動産鑑定士協会連合会と国土交通省の見解が、県としては違うということですよ。間違っているってことでしょうか？お答えしてください。

小沢県有林課長 不動産鑑定の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただこうとも考えているところですが、今回、これまでの開発前の山林・原野の低廉な価格であったものを適正な価格を求めることで必要となる現況の土地価格を使うこととなりますと、継続賃料の算定の考え方、複数算定方法はあるわけですが、これを複合させたような形で算定すると適正な価格が出せないという不動産鑑定士の判断によりまして、今回は利回り法のみを採用としたところであります。

飯島委員 簡単に言うと、その日本不動産鑑定士協会連合会、あるいは国土交通省よりも嶋内鑑定のほうが公平でリーズナブルだと、県はそういうふうに解釈したという理解でいいですね。

小沢県有林課長 先ほど例示されています不動産鑑定士協会連合会、それから国土交通省の考え方は、継続賃料の考え方として正しいものと考えております。それは、その継続賃料のベースになる価格が適正な価格であって、その適正な価格をベースに算定するということから、複数の算定方法を使って、連合会や国土交通省が言われる考え方が適用できると。

今回、その現況を基礎とした算定ということになると、そこはベースの部分が継続ではなくて、新たな価格で…。

白壁委員 鑑定書は、これから鑑定書の説明を受けて、鑑定書について行うことであるので、そうでなければ鑑定書も全部説明してもらいたい。そうすると、もっといろんな質問が出て、皆様は今、想定問答の関係を我々もしっかりとまだあるんで、ここはぜひ鑑定書をとめてもらいたい。

皆川委員長 わかりました。飯島委員、この後、鑑定書もやりますので、そのように。

飯島委員 わかりました。
鑑定書の中身じゃなくて、大事なことを1点お伺いします。代表質問、あるいはきょうの議論の中で確認をしたいんですけど。

先ほど、白壁委員から嶋内鑑定以外に別の鑑定書があったんですかという質問をしたと思います。そのときに、小沢課長の答弁がちょっと曖昧だったような気がするんですけど、でも正式な鑑定書は1通だけだと小沢課長はおっしゃいましたよね。これは嶋内鑑定のことでしょう？間違いありませんか？

小沢県有林課長 そのとおりでございます。

飯島委員 ということは、嶋内鑑定以外にはないということをおっしゃっていますね。というと、12月4日の私の代表質問に同じように、今回初めて行くと、答弁してもらっています。また、8日の志村県議の一般質問に対しても、不動産鑑定評価としては今回が初めてであると答弁いただいています。きょう、今もそういうふうにいただきました。

しかし、私のもとには、富士急行の代理人が開示請求した11月16日付の行政文書不開示決定通知書があって、その行政文書の表示欄に『鑑定意見書 令和2年5月14日付、不動産鑑定評価書 令和2年5月14日付、不動産鑑定評価書 令和2年9月23日付』と記載されています。嶋内鑑定評価書のほかに5月14日付の鑑定書があることが明らかなんです。言っていること違うじゃないですか。答弁お願いします。

小沢県有林課長 先ほどお話の出ました鑑定書ですけれども、鑑定士には鑑定意見書を依頼しております。その意見書作成の基礎資料として、不動産鑑定評価書が添付されているということで、正式なものは1つという考えでお答えをさせていただきました。

飯島委員 じゃ、私の理解というか、この行政文書不開示決定通知書、行政処分の表示って書いてあるんです、今申し上げたように。意見書なんて何にも書いてないですよ。どうやってこれを解釈すればいいんですか。鑑定意見書1通、不動産鑑定評価書2通と書いてあります。もう1通は意見書だって言うんでしょう。意見書と正式な不動産鑑定評価書ってどう違うんですか。これ表記は同じです。どういうふうに解釈したらいいの。

小沢県有林課長 今お持ちのその資料の中に、鑑定意見書と鑑定書が2通ということですがけれども、そのうちの1通は鑑定意見書の作成のための基礎資料としてつくられたものであって、正式なものは、鑑定書をつくってくださいと依頼をしたものは、今回の鑑定書が初めてであります。

飯島委員 ちょっとよくわからないんですけど、当局のほうとして、5月23日以前の5月14日の鑑定評価書が出ているけど、それは当局のほうで意見書としての取り扱いをしたということなんですか。それは当局のやり方であって、評価書としては正式に2通出ているわけですよ。そうすると、先ほどの答弁で、正式には1通しか出ていないというのはちょっと。齟齬が出ているんです、間違いだと言わざるを得ないんですよ。これ、かたく言うと、虚偽の答弁なんですよ。注意してもらわないと。そもそもこういう質問をするときに、別の意見書がありますよってどうして言わないんですか。隠すようなことをしたら、さらに疑惑を持たれるじゃないですか。

もう一つ、もう時間がないからどんどん言いますが、その意見書と嶋内鑑定書を比較したわけでしょう。どうして嶋内さんのほうが正しいと評価したんですか。

小沢県有林課長 まず、鑑定意見書の件、意見書ですが、これは調査を依頼するときに、仕様書でその発注の内容を明示するわけですがけれども、その中で鑑定意見書を依頼しています。その成果品として鑑定意見書が出てきて、その参考資料として不動産鑑定書が付いていたということで、正式に不動産鑑定書を依頼したのは今回が初めてということで、そうお答えをさせていただいたところであります。

もう一つ、不動産鑑定書をあくまで参考資料とした理由としまして、基礎価格の算定において、賃貸借割合相当額の控除が行われていまして、県有林においては貸し付けにおける一時金というものを受領していないということで、不動産鑑定にある賃借権を認めることが適当でないということから、それと加えて、所在市町村交付金法に基づく交付金相当額の再計算というものが賃料に必要なんですけれども、これが省略されているといったことから、今回、もう一つの意見書に添付されている不動産鑑定書については、参考資料という扱いを

させていただいたところです。

飯島委員　もう、これ以上やってもあれなんですけど、最後に言いますけど、5月14日付の文書については、鑑定意見書という書き方と、不動産鑑定評価書という2つのカテゴリーになっているんです。同じ物が。私は、意見書でもあり、評価書でもあると思うんです。小沢課長がどう判断するかわからないけど。9月23日には不動産鑑定評価書が出たということですけど、その意見書とその鑑定書の金額の差は一体どのくらいあったんですか。

皆川委員長　小沢課長、答えられますか。答えられなかったら、資料で出してもらおう？答えられないようだから、資料請求ということ。

皆川委員長　各委員に申し上げます。ただいま飯島委員から要求のありました資料につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長　よろしくお願ひします。

飯島委員　最後に、当時、嶋内さんは多分、原告の関係者だった。その原告の関係者に不動産鑑定を依頼するというのはとても不思議なんですけどね。それはどう考えますか。

小沢県有林課長　嶋内氏には、アドバイスのみであって、それ以上のかかわりはないという確認をとっているところであります。

飯島委員　李下に冠を正さずじゃないんですが、やっぱりこういう問題はしっかり疑義のないように、これからもしていただきたいと思います。冒頭申し上げたように、この問題はとても大事な問題で、県益をしっかり今後していくのか、県民の財産ですから、議会、知事、当局、それぞれ立場は違いますが、ワンチームになって、まさにやっていかなきゃいけないと思います。あしたもありますので、よろしくお願ひします。

渡辺委員　それでは最初に立ち返って、契約自体、賃借人と賃貸人が信義則に基づいて結ばれた契約だと思えますけれども、それを県としては違法・無効であると主張をされていると思いますが、整理して確認しますけれども、この違法・無効であるということの法的根拠について、まずお伺ひします。

小沢県有林課長　地方自治法237条2項の適正な価格でないということから。

渡辺委員　さまざまな委員からも質問あったとおり、ここの適正な価格でないというところが、今回契約を違法・無効にせしめるところだと思えますが、もともと237条2項は、条例または議会の議決による場合でなければ、普通地方公共団体の財産を適正または対価なくして譲渡し、または貸し付けてはならないという規定だと理解しておるところであります。

したがって、この適正な対価がいかなるものかによって、違法・無効であるかどうかが決まってくるということが最大の争点であって、今、不動産鑑定評価書とかという話が出ているはずであります。

また、答弁の中で、最高裁判決を引用されていると思えますけれども、今御

説明したように、もちろん最高裁が判例で示しているように、これが適正でない価格で売買されたときに、条例もなく、そして議会の承認もなければ、違法・無効であることは、それは当然の帰結であるわけであって、やはりこの適正な価格というところが問題になってくると思います。

その中で1つ、条例による場合、もしくは議決による場合でなければということがあるんですけども、本契約は条例によるものではないのですか。

小沢県有林課長 減額を認めるような条例に基づく契約ではないということです。

渡辺委員 それでは、先ほど向山委員からありました、森林総合利用協議会における発言で、平成19年12月18日の議事録ですけれども、その委員の中から、当初は富士嶽麓開発計画を推進したのは貸付規定があって、のちに恩賜県有財産管理条例というものに基づいて貸し付けを行っていると書かれておりますが、先ほどの答弁との整合性はどうなるんですか。

金子林務長 そもそも管理条例に基づいて貸し付けというのは行われています。237条第2項に書いてある条例あるいは議会の議決というのは、適正な価格でない価格で貸してもいい。こういう条件であればとか、この場所については適正な価格でなくても貸せるといった規定があれば、それが条例であればということで、恩賜県有財産管理条例の中にはそういった規定はなくて、適正な価格でない場合は議会の議決を経なければならないというのが、逆に条例にございますので、そういう意味での条例ということでございます。

渡辺委員 ちなみに、その解釈は、いわゆる237条の2項にある、先ほど今、林務長が御説明した条例の解釈は何かに基づくものですか。判例もしくは使用規則等、そういったものがあるのですか。

金子林務長 これは、先ほどの平成17年11月17日最高裁のときにも、確か議会の予算上の議決は経てはいたんですが、これは適正な価値を下回るものでないということを明確にした上での議決でないということで、このような判断になったということだと思います。

渡辺委員 平成17年11月17日の判例は確かに議会の議決による部分の判例が示されているはずなんですけど、その条例の解釈、いわゆる「地方自治法237条」のこの条例という部分の解釈ではないと理解、議会の議決についての解釈だと理解していますけれども、違うんですか。

金子林務長 これは並びで、条例または議会の議決ということで、両方ともその求めるところの要は適正な対価でなくても貸すことができるというような議決、あるいは適正な価格でなくても貸すことができるというような条例、そういう定めがないとできないというのが、この条文の解釈ということだと思います。

渡辺委員 平成17年11月17日の最高裁判例によると、237条、これらの規定は適正な対価によらず普通地方公共団体の財産の譲渡等を行うことを無制限に許すと、当該普通地方公共団体に多大なる損失が生ずるおそれがあるのみならず、特定の者の利益のために財政の運営がゆがめられるおそれがあるため、条例による場合のほかは、適正な対価によらず財産の譲渡等を行う必要性和妥当性を議会において審議させ、当該譲渡等を行うかどうかを議会の判断に委ねることとしたものである、というふうに記載されておりますけれども、これもその条

例はこれに当たらないということですか。

金子林務長 これは法律論ということになるんですが、それは当たらないと考えてございます。

渡辺委員 このやはり適正な対価等がどのようにして適正かを判断するということが一番大事なことになってくる中で、この嶋内鑑定書、そして、先ほど飯島委員からも出された藤田弁護士のとよによる不動産鑑定意見書の内容等も吟味して、適正な評価を定めるべきとも考えますが、それ以外にも訴訟補助参加人から提出された鑑定書があるやに聞いておりますけれども、それは承知しているでしょうか。

小沢県有林課長 はい、承知しております。

渡辺委員 その訴訟補助参加人から提出された不動産鑑定書と嶋内鑑定とは大きく差があると思いますが、そこについて、やはり嶋内鑑定が正しいと判断される理由はいかなるものですか。

小沢県有林課長 補助参加人の不動産鑑定結果につきましては、コメントできる立場にないと考えておりますけれども、今回の鑑定が適正であるというところは、不動産鑑定基準に準拠して、法律に基づく不動産鑑定士が鑑定した結果であるということから、適正なものであると考えています。

渡辺委員 先ほど、課長が答弁されたとおり、不動産鑑定書は鑑定士がその責任において出されているものだと思います。補助参加人が出されたものは2つあると承知しておりますが、それについても委員メンバーに見ていただいて審議していただく必要があると思いますので、委員長、資料提供をお願いします。

皆川委員長 ただいま渡辺委員から要求のありました資料につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 よろしく申し上げます。

渡辺委員 それでは、その適正な価格については、その不動産鑑定書の真偽のほどについて、後ほど議論されるということですので、次に移らせていただきます。途中で、裁判の過程の中で、弁護士が藤田弁護士から足立弁護士にかわっているという議論がなされていたと思いますが、その点について、先日の本会議の答弁の中で、藤田弁護士が被告人たる知事に相談もなく準備書面等を提出して、不誠実な行為があつて、「解任」と言ったかどうがちよつと記憶が定かではありませんが、交代を行ったということがありましたけれども、それはどの準備書面で、本当にそのようなことが、どの時点であったのかお聞かせ願いたいと思います。

保坂行政経営管理課長 藤田弁護士が準備書面を用意したものについては、令和元年8月と、それから12月と2月の3回、藤田弁護士が準備書面をつくられております。これに関して、今回の知事の答弁であった、よく知事に確認をせずに裁判所に出されてしまったというものになっております。

渡辺委員 確認です。この第8回、第9回、第10回の口頭弁論全てにおいて、意思の疎通ができてなかったという理解でよろしいでしょうか。

保坂行政経営管理課長 よく知事には確認がとれていなかったということになっております。

渡辺委員 そういう答弁ですけれども、通常考えられないといえますか、これも裁判を進めていく上で準備書面を裁判所に提出するに当たり、被告人たる当事者にちゃんと確認も経ず、それを裁判所に提出するということが通常考えられないんですけれども、そこは、どういうふうな過程でそうなっているのかお答えください。

保坂行政経営管理課長 準備書面につきましては弁護士が作成をいたします。裁判所に出すわけなのでございますけれども、知事の確認まではとれていなくて提出をされたと。

渡辺委員 通常、訴訟当事者たる被告が、裁判所に提出する準備書をしっかり確認しないなどということがあるんですか。その前に確認する皆さん方は確認してなかったんですか。知事に直じゃないですよ。担当部局があって、そこで確認して、知事に対して確認をされると思うんですけれども、いかがでしょうか。

皆川委員長 答えられない？

渡辺委員 大変恐縮ですが、課長にお伺いします。課長は、この準備書の提出の書面を確認はしていたのですか。

保坂行政経営管理課長 申しわけございません。私は本年度から担当しておりまして、確認はしていません。

渡辺委員 それでは、確認のため、向山委員もおっしゃっていましたが、まず当事者たる藤田弁護士に、私としても本当に責任ある弁護士の立場の中で、そのような訴訟遂行に当たって背任行為とも呼ばれるようなことを本で行ったのかについてお伺いしたいのと、昨年度以前の方々の御意見もお伺いしないと。それ以外にも、この準備書の確認だけではなく、知事のほうは答弁の中で幾つも藤田弁護士に対する発言をしていると思いますので、そこはしっかりと来ていただいて話をお伺いしたいと思います。

次に、訴訟の途中で横内知事が亡くなられて、原告のほうから令和2年9月18日に訴えの一部取り下げ書が提出されているはずですが。この訴えの取り下げの趣旨は、横内知事が亡くなり、訴えの訴状の第2項目を取り下げるというものですが、訴訟進行中において、訴状の1項目を取り下げるといった場合は、被告の同意が必要だと承知しておりますが、同意したということによろしいですか。

皆川委員長 誰か答えられますか？

渡辺委員 結論から言わせていただきますと、取り下げが正式に行われていますので、同意したんですよ、それは。ただ、その前に、これが行われた日付が令和2年9月18日付で訴えの一部取り下げが行われている。その前に、足立弁護士から被告上申書、進行等についての上申書が8月12日に提出されています。こ

こが分岐点になって、いわゆる方針の大転換が行われた期日だと承知しております。

その中で、今回の歴代知事に対する損害賠償請求のことにも記載があり、いわゆる故意過失があるかどうかを検証委員会で検証されるとお伺いしておりますが、後藤知事は新契約についてですのでもかくとして、山本知事、横内知事は既存の契約について、この4ページも書かれているとおり、旧契約についてのことですので、一体的に捉えていかなければならないと考えているんですけども、亡くなったからといって1人を取り下げて、それに同意を行って、検証委員会で故意過失を検証するという話をされているんですけども、その整合性はどうか考えられているんですか。故意過失を検証していく方針が8月12日に定められたのであれば、9月18日に出された被告の訴えの一部取り下げについては同意すべきではなかったんじゃないかと考えますけれども、この部分はいかがでしょう。

保坂行政経営管理課長 検証委員会につきましては、横内知事は訴えの取り下げはありましたけれども、検証委員会は検証委員会としての検証ですので、そこはまた別の問題なのかなとは思っております。

渡辺委員 訴状によると、訴えられている内容は、説明資料にもありますように、歴代知事に対する損害賠償と、補助参加人たる民間の会社に対する損害賠償請求の中で、それを受けて検証委員会をつくられているということで、亡くなったからといって、その期間を、その横内知事の期間の故意過失というものは全く検証しないおつもりですか。

保坂行政経営管理課長 経緯も含めて検証しますので、横内知事を除くとかそういうことではないと思っております。

渡辺委員 それでしたら、安易かどうかわかりませんが、訴えの取り下げの一部に賛同するのではなく、そういう方針が8月の時点で定まっていたというのであれば、しっかりと裁判上で不平等感なく一体的に扱ったほうがよろしかったのではないかと、私自身は思っております。

先ほど、最後に向山委員からも説明資料の請求がありましたけれども、私たちの理解を深めるためにも、県の所有する裁判関係の資料について、その全てを、準備書面のみならず、資料として要求したいと考えております。

皆川委員長 ただいま渡辺委員からの要求のありました資料につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 詳細は、また委員長のほうから執行部に。

渡辺委員 最後に、今まで議論を尽くした中でも、資料もなかなか不十分ですし、なかなか納得のいく答えも得られない中で、私も関係の方には参考人として来ていただいて発言もしていただきたいし、この県政全体を揺るがす大きな問題に対して、しっかりと県議会としての意思表示をするためにも、この特別委員会を充実したものにする必要があると考えますので、慎重審議を求めることと、また、執行部の皆様方にも誠実なる答弁を求めて、質問を終わらせていただきます。

皆川委員長 参考人の招致につきましては、またあした、まとめて整理して要求することになりますので、御承知おきください。

小越委員 何点かお伺いします。まずは簡単などころですけれども、平成29年3月30日に20年間の賃貸借契約を結んだということになると、この契約書をぜひいただきたいんですけども、この契約書には、もし適正な価格でなかった場合は富士急さんに適正な価格に戻して請求いたしますという文章は入っているのでしょうか。

小沢県有林課長 契約書の内容ですけれども、経済事情の変化とか、そういった理由で見直しが必要だという場合には、契約内容を見直すことができるという記述があります。

小越委員 ぜひ契約書を見せていただきたい。普通、いろんな契約をするとき、甲と乙が契約を結んで、こういうときにはどちらかが間違ったとか、普通どんなときにも対処するときがあると思いますので、そこに何か一文が入っているのか。富士急さんに非があったとき、また、県に非があったときどうするかということが何か書いてあるのか。それはやっぱりいろんな契約の中で有効だと思うんです。地方自治法何とかというのはあるかもしれませんが。今、このときに結んだときの契約がどうなっているのか、どちらかに何かあったときにどうするか。それをぜひ見せていただきたいと思います。

皆川委員長 ただいま小越委員から要求のありました契約資料につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 では、執行部、よろしく申し上げます。

小越委員 それで3月30日に契約を結んだということになっております。それで同じ平成29年の第18回森林総合利用協議会、さっきから出ていますけれども、これは先ほどの話によりますと、意見を聞くということの位置づけだと聞いておりますけれども、この意見の中で、森林総合利用協議会の会議録を見ますと、これは適正なものだと書いてあります。ただ、これが3月27日です。契約を結んだのは3月30日です。多分、議会はそれよりもっと前に閉じて、予算を可決していると思うんです。この3月27日、そして3月30日の3日間、この森林協議会からの意見をどう反映して契約を結んだのか。いかがですか。

小沢県有林課長 森林協議会で意見をいただく中で、契約を締結したところであります。

小越委員 2日、3日しかないのに、この意見をどういうふうに反映して契約になったのかを知りたいわけです。今回も3年ごとに更新になりますよね、年明けになりますけど、またこの森林協議会で話をして、次の更新になると思うんですけども、今回もこの森林協議会が3月30日の前の28日ぐらいにやっていくのかということが心配なんです。この森林協議会という位置づけ。この中でも、適正でございますとずっと言っているんですけども、それを反映して、この契約の中に、適正でございますと書かれて確認しているのか。そこを知りたいんで

す。

小沢県有林課長 29年の森林協議会に諮った理由でありますけれども、貸付面積が1ヘクタール以上の新規貸し付けについてと、あと、継続貸し付けの場合に5ヘクタール以上の継続貸し付けについては意見をいただくということで、3月に協議会の中で御意見をいただいたところであります。

小越委員 私が取り寄せた、平成29年3月27日の第18回森林利用総合協議会の議事録では「不動産鑑定基準に基づいた鑑定であるのかどうか疑問に思っているものですから聞きたいと思います」と書いてありますよ。貸付料を求めていることを前提に不動産鑑定士の方が評価していますと。価格等調査ガイドラインということがずっと載っているわけですよ。だから、そのときにこの森林協議会の中で、この考え方が妥当かどうか多分論議がされてと思う。それが、この契約の中にちゃんと生かされているのかどうかを聞いたんです。

小沢県有林課長 意見もいただく中で、その契約を締結しております。

小越委員 多分、それじゃ時間的にできないと思うんですよ、3月27日で3月30日だから。それで、私もそのとき議会やっていたので覚えているんですけど、議会には、このことは条例もないし、皆さんがおっしゃっている地方自治法第237条2項にある適切な価格だから、議会に諮らなくてやってもいいよとしたんですよ。適正な価格だから議会にかけないで更新してもいいですよと、地方自治法上もそう書いてあるからと。なんだけど、今になったら違いますよと変わったんですけど、議会に諮っていないことを、そのことをもって、今知事が言っている237条2項と解釈してよろしいですか。

小沢県有林課長 すいません。もう一度お願いいたします。

小越委員 先ほど渡辺委員も言っていましたけれども、知事が言っている、地方自治法第237条2項は、条例、議会、適正な対価なくして譲渡または貸し付けてはならないと規定をしていると。でも、適正な価格なので議会に諮らなくてもいいと思って、森林協議会の2日後に富士急と契約を交わしたという理解でいいですか？

小沢県有林課長 そのとおりでございます。

小越委員 ということは、その当時は適正な価格だという認識だった。それで契約を結んだ。今になって契約は無効だとなりますと、甲と乙の考えの中で、なぜ急にそうなったかって書いてあるわけです。もしも、その契約書に適正な価格じゃなかった場合と書いてあればそうですけど、多分そんなこと書いてないとおっております。

それで、もう一つ聞きたいんですけども、この経緯を見ますと、裁判の経緯の中で、口頭弁論が行われています。訴えられたのは平成29年ですけども、私の記憶でいくと、平成29年、それから第5回あたりまでは、確か後藤知事ですよ。平成31年2月か令和元年5月は長崎知事だと思うんですけど、この1回から5回、もしくは6回まで、後藤知事的时候には、山梨県はどういう見解だったんでしょうか。

小沢県有林課長 当時の主張は、開発前の山林・原野を基礎として土地価格を評価することは

適正であるという主張をしておりました。

小越委員

知事がかわったから、被告が後藤斎から長崎幸太郎にかわっただけかと思うんですけども、後藤知事ときは、今までと同じように山林価格でやるのが適正だと、ずっと話が来たわけです。長崎知事になったときに変わったということなんですけど。記憶にあると思うんですけど、私、このことについて、平成29年2月の山梨県恩賜県有財産特別会計の質問をさせていただいております。平成29年2月土木森林環境委員会で長々やらせていただきました。当時の山田県有林課長にもお聞きしましたし、その後の決算特別委員会でも鷹野県有林課長にもお聞きしました。適正な価格ですと、山林価格ですと。地方交付税のことも聞かせてもらいました。それも適切ですと。ずっと同じ答弁でした。ずっと同じ答弁でした。今、知事が言っていることとほぼ近いことを、私も論理展開していたんですけども、その当時はずっと適正な価格でございます、山林・原野でございます、ずっとでした。私が3年前に言ったとき、その後、話とか私の意見を含めて検討があったのですか。

小沢県有林課長 今回の訴訟で検討が行われたと。

小越委員

私が指摘したことと、私は、さかのぼって富士急さんに損害賠償とまでは言っていないんですけど。この考え方は山林・原野じゃなくて、今の現況で適切に賃料を取るべきじゃないかと、私、質問しました。でも山林・原野だと、ずっとその話でした、ずっと。これ、3年前です。後藤さんのときにもそのまま言っていたわけですよ。ずっと。平成29年、30年、第4回口頭弁論くらいまで。そこまでは私の指摘を受けても、何もしなかったわけです。それでいいと思っていて。そして突然、なぜ変わったんですか。私の意見を聞かずに、なぜ変わったんですか。

小沢県有林課長 知事の交代で、真実追求という積極的な姿勢のもとで、今回の訴訟の内容について改めて検証したということで、現況が適正な地方自治法の考え方に基づく考え方を採用したというものであります。

小越委員

だから、やっぱり長崎知事になったから変わったんですよ。長崎知事にならなかったら、今までと同じだったわけですよ。私が幾ら主張しても何も検討しなかったわけだし。ずっと山林・原野だと。長崎知事になった途端に話が変わったわけですよ。今まで後藤さんのときにはずっと山林・原野でありますという、こちらが主張していた。だけど、長崎知事になったら、長崎さんの一声で変わったわけですよ。今まで白だったのが黒くなっちゃったんですよ。なぜですか、私、そこが知りたいんです。なぜそうなったのかって。なぜそうなったのか、説明がつかないんですよ、そこが。だから、知事がかわれば何でも変わるのか。いや、この当局として、これが正しいと、こうだったとしてたわけですけど、知事が言ったらどうして変わるのかと思うんです。今までの議会の論議も検討もしないで、何で知事が言ったらそれがなっちゃうのか。だったら、知事の知っている人だけ連れてきて、知事が言ったからやりますよって、それで行政できますか。知事がかわったら、また考え方が変わるんですか。それじゃ違うでしょう。私はその県有林のあり方のところは決算のときに言ったとおりだと思っています。だけど、どうして変わったのかが知りたいんです。それを説明していただきたいです。

金子林務長

知事がかわって何が変わったかということですが、これまで90年にわたっ

て、これが正しいと信じてやってきて、そこの部分については検証をしっかりとすることなく、今回の訴訟対応についても、原告側が適正でないと言うのであれば、何で適正でないのかというのを示せというような姿勢で訴訟の遂行をしてきたところですよ。

長崎知事を迎えて、住民訴訟の意義を踏まえると、こちらから積極的に適正な対価という真実を発見していこうという姿勢に変わったと。これが変化です。

ただ、それががらっと変わったわけではなくて、私どもとしては、そこは適正な対価だと思っていましたから、山林素地を基礎とすることが適正な対価であるということをしかりと立証するためにいろいろ手を尽くしてきました。

しかしながら、法的にしかりと検証していくと、その適正性を説明することができなくなった。結果として、これまでの考え方が間違っていたことを認めざるを得なくなったということでございます。

小越委員

今まで適正だと認識されたわけですよ。今まではずっと当局も山林であるのが適正だと、ずっと思っていた。だけど、知事に言われたから変わったとおっしゃいましたよね、今ね。

そうするのであれば、どうしてそうなったのか、経過を私たちは知りたいわけですよ。知事の説明だけじゃなくて、弁護士さんがかわってしまった。弁護士さんの言い分だって、この第1回から第5回の口頭弁論できっとあると思うんです。弁護士さんがかわったのが、前の弁護士さんはどう思っているのか聞きたいです。富士急さんはどう思っているか。契約書、ちゃんと甲と乙で結んだのに、ある日突然6倍金払ってくださいって、そんな契約普通あり得ないでしょう。突然、甲と乙のところ、来年から6倍お金を払ってくださいって、そんな契約が有効になるわけないと、私は思うんです。だから、どうして変わったかが知りたいんです。それは県民みんなが思っているわけです。正しいものをちゃんと請求するのがあるべき姿です。正しいものをしてほしい。だけど、どうして白が黒になったのかがわからないと、また次もこういうことが起こるのかって心配なんですよ、私。

だから、私は先ほど言いましたけれども、ここに関係してきた方々、弁護士さん、鑑定士の方々、今までの経過を含めて、全部ここに来てしゃべっていただきたい。当局の方々も、知事に何て言われたからこうなったのか。自分はこう思うということをおっしゃっていただきたい、私は。私が質問したときに、あれだけ言ったんですよ。これは山林・原野でいいんですよ。ずっと言っていたじゃないですか。それをこうなって、ころっと変わるんですか。本当に何か、私個人的には、何だよと思います。知事が言えばいいけど、私のことは…。まあ、それはいいですけど。ちょっとそれは説明がつかない。だから、本当の真実のことを全部しゃべってもらいたいと思います。

皆川委員長

参考人は？

小越委員

はい。参考人、お願いします。

皆川委員長

ただいまの参考人につきまして、あしたの委員会において委員長案を出させていたいただきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思っております。いいですか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長

貸し付けの経緯、また、裁判の経緯の執行部の説明につきまして、まだ質疑がある方はいますか。

向山委員 幾つか質疑を聞かせていただく中で、林務長のほうから地方自治法237条2項の話が法的根拠の変更になった根拠だという御説明をいただきました。そのことは先ほど答弁でいただいたんですけども、その237条2項についていうのであれば、そもそも監査請求が出された段階で、原告側は237条2項がその部分に該当をして、今後の契約自体は違法・無効であると断言をしています。

それを、237条2項を指摘されているにもかかわらず、気づいたのがことしになったのはなぜでしょうか。

金子林務長 その点は、監査の際にこれが適正だというような説明をしたというところは、今この結果が出て振り返れば、大変申しわけなかったということしか申し上げられません。

その原因については、また、きちっとした検証をして、なぜそういうことになってしまったのかということをしかりと検証して、正していきたいと考えてございます。

向山委員 そこなんですけど、今、検証はしていないんですか。きょう立ち上げて、きょうからやるということなんです。その部分については。

金子林務長 先ほど申しあげましたように、当然、この結果が237条2項にそぐわないとわかったところから、いろいろなことを調査等しているところなんですけど、やはり何分にも90年という長い歴史の中でずっと続いてきたことですので、その結論はまだ出ていないということと、それと、私たち所管部局は検証を受ける立場なんで、自分たちでももちろんしますけど、やっぱり外からの目でしっかりと見ていただかないと、なかなか本当のところというか、御理解が得られるようなことにはならないのかなと考えてございます。

向山委員 すいません。あとここだけちょっと本当気になったんですけども、237条2項は、これ本会議でも言わせてもらいましたけれども、これは山形県の都市のことを言っているんですけど、この話は、そもそも適正な価格じゃないということが確定した上で言っている判決なんですよ。今、さっき自分が言った3つの争点のうちの適正な価格が定まらない限りは、この平成17年11月17日の最高裁判例は適さないんですよ。そこは全く合っていないということを、当局に認識していただきたい。

金子林務長 委員の質問は、237条2項の規定に沿っていないということであれば、それが違法だということによろしいでしょうか。

向山委員 237条2項は、そもそもの適正な価格ではないってことが法的に認められた上での判決なんですよ。わかりますか、林務長。今、適正な価格というのは法的に認められている状況ではないんですよ。法的というのは、裁判所の判決を受けていない。その上で、平成17年11月17日判決も出ているし、もっと言えば、平成30年の最高裁判例も出ています、これ、新しいもので。平成30年判例は適正な価格でないものを、しっかり価格を提示した上で議会の議決を経れば、237条の2項には当たらないという判決なんですよ。であれば、そもそも適正な価格が、法的な裁判所の判決がなければ、この237条2項をそもそも最高裁判例で持ち出すことができないはずなんですけど、その認識はしっかり持っていただけますでしょうか。

金子林務長 判例はあくまでも適正な価格でないということがはっきり示されているときに、そういった判例であると。逆に言うと、適正な価格でないということになれば、それは違法だと。そういう理解でよろしいですね？

向山委員 理解でよろしいですねじゃなくて、そこの適正な価格に今、議論が生じていることを承知していますか。県当局が、もうこれが必ず適正だと言い切っている状況が今議論になっているということを承知していますか。わかりますか、そこは。そこについて、その適正な価格ということを、議論の余地の中で、今後、この県議会の議論を通じて変えていく考えはありますか。

金子林務長 私のほうでも、法的議論を尽くした上で今の結論が出ているということですので、もちろん御意見とかは伺っていきたくは思っていますが、そのように今は考えているということでございます。

向山委員 わかりました。今のことを理解していただいた上で、県議会では今、そこがまだ争点になっているということは十分理解をしていただいたと思います。1個だけ、本当にここ気になったんですけど、新しい県の見解は、小越県議が当時、常任委員会または決算特別委員会で言っていた見識が正しかった。小越県議の当時の見解は正しかったと言い切れますか。

金子林務長 結果として適正な対価でないというところは同じですが、当時の小越議員のおっしゃっている主張内容を今全て把握しているわけではございませんので、結果的に適正な対価でないというところは同じだと思っております。

向山委員 間違えた答弁をしたことに対してはどう思っていますか。

金子林務長 それは、その答弁も含めて、これまでのいろんな議会への説明、あるいは森林総合協議会の説明、そういうものが結果的に誤っていたということは、深く反省をしております。その原因、どう改善していくのか、それはシステムの問題もあると思います。そういったことをきちっと正して、そういった間違いが二度と起きないようにしたいと考えてございます。

向山委員 今ので、わかったようであれなんですけど、もう一つ、これはどうしても気になるところがあるんですけど。林務長、さっき、これまで検証をしっかりとすることなく、とおっしゃいましたが、それでいいんですね。

金子林務長 結果的に、そういう意味からの検証はなされていなかったと思います。

向山委員 であれば、ここは県議会としてどう考えるかなんですけど、小越県議も当時おっしゃっています。もっと言えば、平成19年に浅川委員も質問をしています。質問の仕方は、その賃料に対して不適切じゃないかという声が出ていると、県民を代表して質問するという質問をしていただいています。もっと言うと、総務委員会において中村前県議が、その部分はどうなんだということで総務部長に答えを求めています。そうした県議会の声があったにもかかわらず、検証をしっかりとすることは今まで一度もなかったんですね。そのことに対してどう思いますか。県議会からの指摘に対しても、検証をしっかりとすることがなかったっていうことですよ。

金子林務長 結果的にしっかりとした検証ができていなかったということですので、そのことは大変申しわけなく思っております。

向山委員 結果的にじゃなくて、検証はしていないと言ったんですよ、さっき。しっかりすることなくて。当時、検証はしたんですか。県議会からですよ、自分個人じゃないです、当時の県議会から指摘があったんです。それに対して、適当にあしらっていたってことになっちゃうんです。結果的にという話になると。当時、検証はしなかったんですか。

金子林務長 当時の状況を全てわかっているわけではございませんが、当時の考え方というのは、例えば造成費、あのときの発想では、造成費を開発者側が負担をしたので、その部分を安くするというか、考えて、賃料を算定することが適正だと考えていたと。今回は適正な賃料というのがあって、例えばその造成費、そういったものは別途有益費として、賃料とは別に扱うべきものだということが法的にはっきりしたということでありまして、その当時も全く考えなかったということではなくて、そういうことが正しいという認識であったんだろうと思っております。

向山委員 当時、検証をしたんだけど、誰も、弁護士も入れて利用協議会もやったけども、県の当局も指摘もされたけども、誰も気づかなかつた。検証はしっかりしたけど。ということですか。

金子林務長 結果的にそういうことだと思んですが、そうなってしまった、要するに、誰も間違いに気がつかなかつたというのは、どこにその問題があって、その原因は何かといったことをしっかり検証していきたいと思っております。

向山委員 これで閉じますけれども、もっと言えば、浅川委員は全体的な部分で言っていて、中村委員も議事録見ると言っていて、もっと言うと、小越委員の質問はかなり具体的に突いています。固定資産税の部分も含めて。それに対して、検証をして、なおかつ気づかなかつたというのは、当時の担当職員は相当な責任があると思いますけど、それはどうですか。

金子林務長 それらについて、原因、そういったものをしっかりと検証していきたいと思っております。

向山委員 当時の職員に責任はあると思いますか。

金子林務長 結果として間違いに気がつかなかつたという意味での責任はありますが、それが少なくとも故意ではないと。重過失に当たるのか、そういったことも含めて検証をしていきたいと思っております。

向山委員 これが知事の言葉につながってくるんですけど、政治を利用して商売を行うと知事はおっしゃっています。ということは、故意的にやった方がいる可能性がありますと。いかがでしょうか。

金子林務長 そういうことを含めまして検証していきたいんですが、故意があったとは、すいません、私は今、考えてございません。

向山委員 はい、わかりました。この後、説明もあると思うんですけど、知事は、もう

一度言いますけども、政治を利用して商売を行いと断言をされています。そのことも踏まえて、ぜひ検証していただければと思います。

その他

- ・12月10日(木)、総務委員会及び農政産業観光委員会終了後に委員会を開催し、本日説明のあった賃料の算出方法の根拠、不動産評価鑑定書についての質疑、「第120号議案 和解の件」について審査することとした。

以 上

県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員長 皆川 巖